

## 加工食品販売に伴う保健所への申請手続きについて

アースガーデンにおける出店にて飲食物を取り扱う場合には、保健所への申請が必要です。  
下記記載内容を熟読の上、販売内容書をご記入いただき、ご提出いただけますようお願いいたします。

### 販売可能な食品について

販売する加工食品は、保健所許可施設で製造・加工された食品に限ります。  
また、食品衛生法 19 条の規定に基づく適正な表示がされている食品に限ります。

- ・野菜、果物、乾物類
- ・菓子（生菓子を除く）
- ・缶詰・瓶詰め食品、その他包装された加工食品

※以下の商品は販売できません。

- ・法令等により保存基準が定められていない商品
- ・包装されていないもの(野菜、果物を除く)
- ・生もの(肉類、魚介類)、牛乳、その場で調理を必要とする商品

### 注意事項

食品を取り扱うにあたり、下記項目を厳守してください。

- ・その場で調理加工行為はできません。（食品のカット、小分け含む）
- ・全ての販売は、ブース内で行ってください。（直射日光は避けてください）
- ・食品及び容器、包装等を衛生的に保管できる格納設備を設け、塵埃等に汚染されないように保管してください。
- ・試飲試食品の提供はできません。

- ・販売物には食品衛生法 19 条に基づくラベル表示をしてください。

- \* 品名
- \* 製造者の住所
- \* 製造者の社名
- \* 製造者の氏名
- \* 消費期限（日付明記のこと）
- \* 注意事項（例：開封後はお早めにお召し上がり下さい）
- \* その他、管轄する保健所が必要と認めた事項

- ・ご申請いただきました商品については、今後保健所との調整の中で、変更・調整いただく場合があります。予めご了承ください。
- ・出展者間及び出展エリアでの対人・対物のトラブル、食中毒などの食品衛生管理について発生する損害等については、当該出展者の責任とし、主催者はその責任を負いません。

### 問い合わせ先

アースガーデン earth garden” 灯” マーケット担当

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 3-12-24 小池ビル 3F  
TEL : 03-5468-3282 / FAX : 03-5468-3285 / E-Mail : entry@earth-garden.jp

